

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 6 年 1 月 1 6 日

近畿地方整備局長 見坂 茂範
神戸市長 久元 喜造

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定
運営事業等
三宮バスターミナル特定運営事業等
実施方針

令和6年1月
国土交通省 近畿地方整備局
神戸市

目次

1. はじめに	1
1.1. 神戸三宮における新たな中・長距離バスターミナル整備事業	1
2. 特定事業の選定に関する事項	2
2.1. 特定事業の事業内容に関する事項	2
2.2. 特定事業の選定方法に関する事項	11
3. 事業者の募集及び選定に関する事項	12
3.1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	12
3.2. 事業者の募集及び選定の手順に関する事項	12
3.3. 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項	14
3.4. 提出書類の取り扱い	18
4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
4.1. 事業者の責任の明確化に関する事項	19
4.2. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	20
4.3. モニタリングに関する事項	21
5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
5.1. 本事業の事業場所	22
5.2. 本事業（国）の対象施設	23
5.3. 本事業（市）の対象施設	24
6. 特定事業契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	25
6.1. 特定事業契約に定めようとする事項	25
6.2. 疑義が生じた場合の措置	25
6.3. 管轄裁判所の指定	25
7. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	25
7.1. 実施契約に定めようとする事項	25
7.2. 疑義が生じた場合の措置	25
7.3. 管轄裁判所の指定	25
8. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（国）	26
8.1. 事業の継続が困難となった場合の措置	26
8.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合	26
9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（市）	27
9.1. 事業の継続が困難となった場合の措置	27
9.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合	27

10. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	28
10.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	28
10.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	28
10.3. その他の支援に関する事項.....	28
11. その他特定事業の実施に関し必要な事項	29
11.1. 本事業に関する事項.....	29
11.2. 今後のスケジュール（予定）.....	30
11.3. 情報提供.....	30
11.4. 問合せ先.....	30

- 別紙 1—1 リスク分担表（国）
- 別紙 1—2 リスク分担表（市）
- 別紙 2 要求水準書（案）
- 様式 1 実施方針等に関する質問書・意見書
- 様式 2 個別対話申込書
- 様式 3 守秘義務対象資料提供申込書
- 様式 4 守秘義務の遵守に関する誓約書
- 様式 5 第二次被開示者への資料開示通知書

■用語の定義

用語	定義
本事業	<p>【本事業】 下記の総称。</p> <p>【本事業（国）】 一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等をいう。</p> <p>【本事業（市）】 三宮バスターミナル特定運営事業等をいう。</p>
本事業対象施設	新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナルを合わせた総称。
本施設	<p>【本施設】 下記の総称。</p> <p>【本施設（国）】 新バスターミナル（Ⅰ期）内の施設のうち、利便施設を除く施設をいう。</p> <p>【本施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、利便施設を除く施設をいう。</p>
一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等	<p>新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備・維持管理・運営に関する事業。新バスターミナル運営等事業及び新バスターミナル利便増進事業で構成される。</p> <p>「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下、PFI法という。）に基づく特定事業であり、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。</p>
三宮バスターミナル特定運営事業等	<p>三宮バスターミナルの維持管理・運営に関する事業。三宮バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル利便増進事業で構成される。</p> <p>PFI法に基づく特定事業であり、PFI事業として実施することが効率的かつ効果的であるもの。</p>
雲井通5丁目再開発事業	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業。
ミント神戸	ミント神戸（神戸新聞会館ビル）。三宮バスターミナル、商業施設、オフィス等で構成されている。
新バスターミナル運営等事業	本事業のうち、新バスターミナル（Ⅰ期）の内装整備業務、維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
三宮バスターミナル運営等事業	本事業のうち、三宮バスターミナルの維持管理業務及び運営業務に係る事業をいう。
利便増進事業	本事業のうち、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
新バスターミナル利便増進事業	新バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
三宮バスターミナル利便増進事業	三宮バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
再開発ビル（雲井5）	雲井通5丁目再開発事業で整備するビル。新バスターミナル（Ⅰ期）、商業施設、共用施設、公益施設等から成る低層部、オフィス、ホテル等から成る高層部、全体共用部、駐車場・駐輪場等で構成される。
再開発ビル（雲井6）	神戸三宮雲井通6丁目北地区で再開発事業による整備を検討しているビル。
新バスターミナル（Ⅰ期）及び神戸三宮駅交通ターミナル	再開発ビル（雲井5）のうち、新たな中・長距離バスターミナルを中心とした約6,820㎡の施設。特定車両停留施設（国）及び利便施設で構成される。
新バスターミナル（Ⅱ期）	再開発ビル（雲井6）に整備予定の新たな中・長距離バスターミナル施設部分。

用語	定義
三宮バスターミナル	ミント神戸の1階等に位置するバスターミナル及び便利施設。
特定車両停留施設	<p>【特定車両停留施設】 特定車両停留施設とは、「道路法（昭和27年法律第180号）」第2条第2項第8号の道路の附属物である。バス・タクシー・トラック等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【特定車両停留施設（国）】 新バスターミナル（I期）のうち、地下2階～地下1階のエレベーターホール及びエレベーター施設並びに地上1階～3階部分の特定車両用場所（国）、旅客用場所（国）、その他設備及び専用使用部分（国）で構成される。</p> <p>【特定車両停留施設（市）】 三宮バスターミナルをいい、特定車両用場所（市）、旅客用場所（市）、その他設備及び専用使用部分（市）で構成される。</p>
バスターミナル専有部分	<p>【バスターミナル専有部分】 下記の総称。</p> <p>【バスターミナル専有部分（国）】 国が再開発ビル（雲井5）内において区分所有権を取得する部分で、区分所有法第2条第3項に定める専有部分をいう。</p> <p>【バスターミナル専有部分（市）】 市がミント神戸内において区分所有権を有する部分で、区分所有法第2条第3項に定める専有部分をいう。</p>
共用部分	区分所有法第2条第4項に定める共用部分をいう。
共用部分等	共用部分及び附属施設、附属設備をいう。
専用使用部分	<p>【専用使用部分】 下記の総称。</p> <p>【専用使用部分（国）】 国が専用使用権（特定の区分所有者又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分（1階誘導車路の入口付近等）をいう。</p> <p>【専用使用部分（市）】 市が専用使用権（特定の区分所有者又は第三者が排他的に使用できる権利）を有して管理する部分をいう。</p>
道路区域	<p>【道路区域】 道路を構成する敷地の幅及び長さによって示される区域であって、道路法が全面的に適用される土地の部分である。なお、本事業の道路区域は、道路法第四十七条の十七の規定により、空間又は地下に上下の範囲を区切って定める立体的区域を設定する。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【道路区域（国）】 国が道路区域を指定する部分全体をいう。バスターミナル専有部分（国）の他、専用使用部分（国）とされた部分を道路区域に指定する予定である。</p>

用語	定義
	<p>【道路区域（市）】 市が道路区域を指定する部分全体をいう。バスターミナル専有部分（市）の他、駅前広場の一部、専用使用部分（市）とされた部分を道路区域に指定する予定である。</p>
<p>運営権設定対象施設</p>	<p>【運営権設定対象施設】 運営権を設定する施設をいう。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【運営権設定対象施設（国）】 新バスターミナル（I期）内の施設のうち、運営権（国）を設定する施設をいう。 特定車両停留施設（国）を運営権設定対象施設（国）とする。</p> <p>【運営権設定対象施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、運営権（市）を設定する施設をいう。特定車両停留施設（市）を運営権設定対象施設（市）とする。</p>
<p>非運営権施設</p>	<p>【非運営権施設】 運営権設定対象とならない施設をいう。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【非運営権施設（国）】 新バスターミナル（I期）内の施設のうち、運営権設定対象（国）とならない施設であり、事業者の費用負担により整備する利便施設（国）をいう。</p> <p>【非運営権施設（市）】 三宮バスターミナル内の施設のうち、運営権設定対象（市）とならない施設であり、事業者の費用負担により整備する利便施設（市）をいう。</p>
<p>特定車両用場所</p>	<p>【特定車両用場所】 特定車両停留施設のうち、誘導車路、操車場所、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【特定車両用場所（国）】 新バスターミナル（I期）内の特定車両用場所。</p> <p>【特定車両用場所（市）】 三宮バスターミナル内の特定車両用場所。</p>
<p>旅客用場所</p>	<p>【旅客用場所】 特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客のために供する場所。 乗降場、通路、その他の旅客のために供する場所で構成される。 本事業においては、下記で構成される。</p> <p>【旅客用場所（国）】 新バスターミナル（I期）内の旅客用場所。</p> <p>【旅客用場所（市）】 三宮バスターミナル内の旅客用場所。</p>

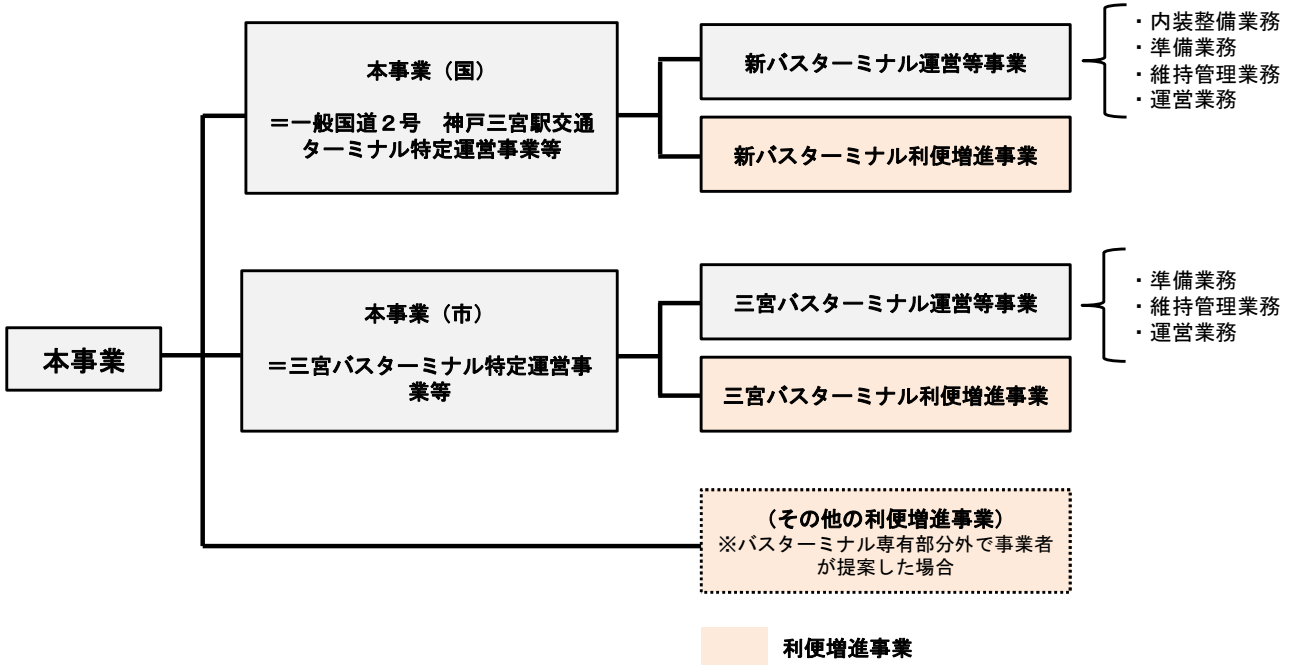
用語	定義
利便施設	<p>【利便施設】 利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて、事業者が自らの責任と費用により設置、運営等を行う道路占用物をいう。</p> <p>【利便施設（国）】 新バスターミナル（I期）内に設置される利便施設。飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等を想定している。</p> <p>【利便施設（市）】 三宮バスターミナル内に設置される利便施設。運行情報提供設備（デジタルサイネージ）や自動販売機等を想定している。</p> <p>※なお、民間財産は運営権を設定できないため、利便施設は運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は国もしくは市が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。</p>
民間事業者	一般的な民間事業者。
応募者	本事業に応募する民間事業者。内装整備業務、維持管理業務及び運営業務を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ。
提案提出者	参加資格の確認を受け、事業提案を提出した応募者。
優先交渉権者	国・市により選定された提案提出者。
事業者	<p>本事業の実施に際して、国と特定事業契約、市と実施契約をそれぞれ締結し、本事業を実施する特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））をいう。国・市によって選定され、国・市との間で基本協定を締結した優先交渉権者（単体企業又は企業グループ）が、本事業の実施のみを目的とする SPC を設立し、当該 SPC が事業者となる。</p> <p>事業者は内装整備業務の完了後、国から、運営権設定対象施設（国）について、運営権（国）の設定を受けるものである。</p> <p>事業者は市から、運営権設定対象施設（市）について、運営権（市）の設定を受けるものである。</p>
バス事業者	<p>【バス事業者】 下記の総称。</p> <p>【バス事業者（国）】 新バスターミナル（I期）に特定車両を停留させる民間事業者の総称。</p> <p>【バス事業者（市）】 三宮バスターミナルに特定車両を停留させる民間事業者の総称。</p>
国	国土交通省近畿地方整備局。
市	神戸市。
再開発会社	雲井通5丁目再開発事業の施行者である雲井通5丁目再開発株式会社。
特定事業参加者	雲井通5丁目再開発事業において、再開発会社に負担金を納付し、権利変換計画の定めるところに従い再開発ビル（雲井5）の保留床を取得する者（代表企業：三菱地所株式会社、構成員：三菱倉庫株式会社、神鋼不動産株式会社）をいう。
特定業務代行者	雲井通5丁目再開発事業において、再開発ビル（雲井5）の実施設計、工事等を実施する者（株式会社大林組）をいう。
再開発会社等	再開発会社、特定事業参加者及び特定業務代行者の総称。
管理組合	再開発ビル（雲井5）の管理を行うために、区分所有法に基づいて再開発ビル（雲井5）の区分所有者（国）全員により構成される団体。
三宮バスターミナル協議会	三宮バスターミナルに関する協議会であり、施設所有者である神戸市、西日本旅客鉄道株式会社とバス事業者部会で構成される。
バス事業者部会	現在、三宮バスターミナルを使用しているバス事業者で構成される部会をいう。

用語	定義
管理協議会	ミント神戸の管理を行うために、区分所有法に基づいてミント神戸の区分所有者（市）全員により構成される団体であり、ミント神戸管理協議会をいう。
区分所有者	<p>【区分所有者】 下記の総称。</p> <p>【区分所有者（国）】 再開発ビル（雲井5）において、区分所有権を有する者。</p> <p>【区分所有者（市）】 ミント神戸において、区分所有権を有する者。株式会社神戸新聞会館と神戸市をいう。</p>
特定事業契約	国と事業者の間で締結する契約。 新バスターミナル（I期）の内装整備について包括的かつ詳細に規定する契約及び維持管理・運営について運営権（国）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約。
実施契約	市と事業者の間で締結する契約。 三宮バスターミナルの維持管理・運営について、運営権（市）に関する事項を包括的かつ詳細に規定する契約。
管理規約	<p>【管理規約】 下記の総称。</p> <p>【管理規約（国）】 再開発ビル（雲井5）の管理又は使用に関する区分所有者（国）間の事項を定めた規約。管理規約及び関連細則の総称。新バスターミナル（I期）に関する事項として、バスターミナル部分使用細則及び会計細則を設けられる予定。</p> <p>【管理規約（市）】 ミント神戸の敷地及び建物の管理又は使用に関する区分所有者（市）間の事項を定めた規約。</p>
管理協定	国、管理組合の間で締結する新バスターミナル（I期）の管理運営に関する事項を取り決めた協定。
管理規約等	管理規約と管理協定の総称。
運営権	<p>【運営権】 下記の総称。</p> <p>【運営権（国）】 運営権設定対象施設（国）を対象として、国が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）。</p> <p>【運営権（市）】 運営権設定対象施設（市）を対象として、市が事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI法第2条第7項で定義するものをいう。）。</p>
大規模修繕	<p>以下に記載の内容をいう。本事業（国）については、事業対象外とする。</p> <p>（建築）：建物（内装・外構等を含む）の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。</p> <p>（土木）：舗装の補修（オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法）、区画線・標識等の全面・全数に対して行う修繕をいう。</p> <p>（電気）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。</p> <p>（機械）：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。</p> <p>※「修繕」とは、劣化した部位・部材、または機器の性能・機能を原状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること（更新を含む）。</p>

■用語の定義（イメージ図）

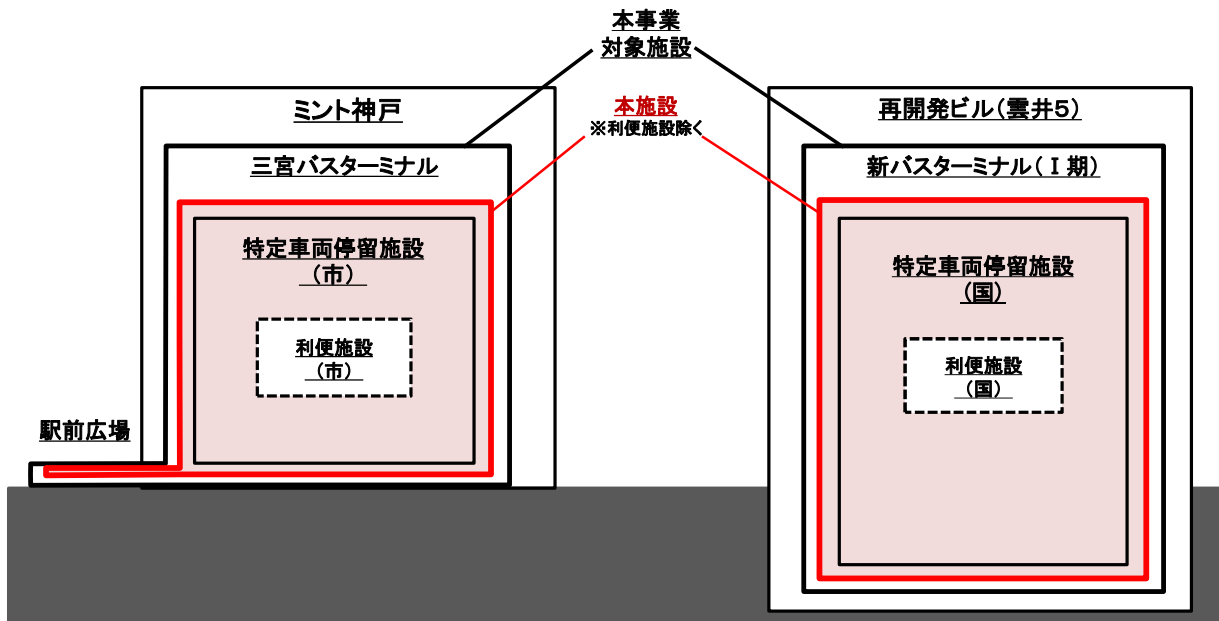
【事業名の定義】

※便宜的なイメージ図です。



【全体に関する用語の定義】

※便宜的なイメージ図です。



【本施設（国）に関する用語の定義】

※便宜的なイメージ図です。

■ 運営権設定対象施設

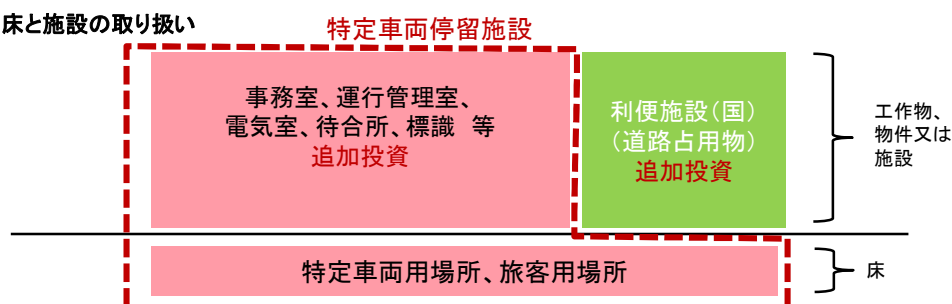
■ 非運営権設定対象施設

※利便施設(国)(道路占用物)について、民間財産は運営権を設定できないため、運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は国が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。

○財産区分



○床と施設の取り扱い



【本施設（市）に関する用語の定義】

※便宜的なイメージ図です。

■ 運営権設定対象施設

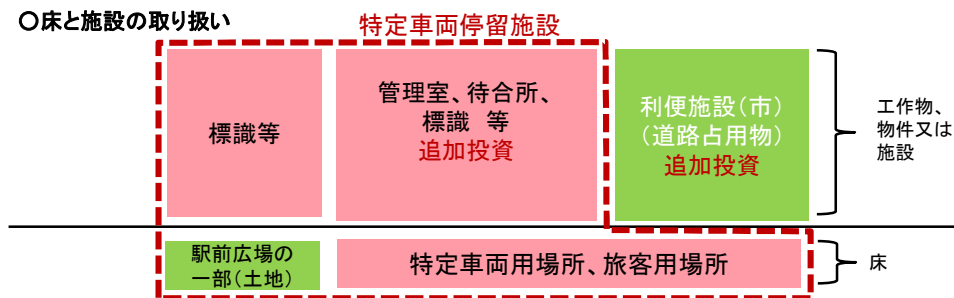
■ 非運営権設定対象施設

※利便施設(市)(道路占用物)について、民間財産は運営権を設定できないため、運営権設定対象からは外れる。ただし、床部分は市が区分所有しているため、運営権設定対象施設である。

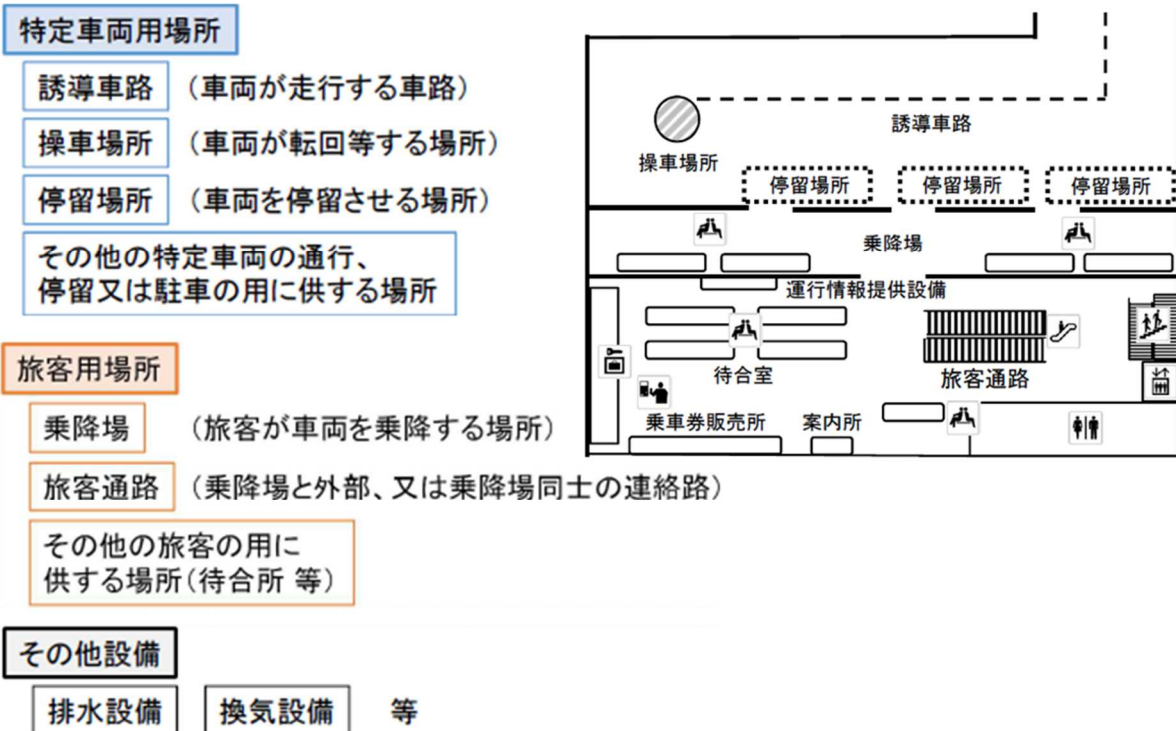
○財産区分



○床と施設の取り扱い



特定車両停留施設については、下記も参照すること。



出典：令和2年度道路法改正内容説明会 資料を一部加筆修正

1. はじめに

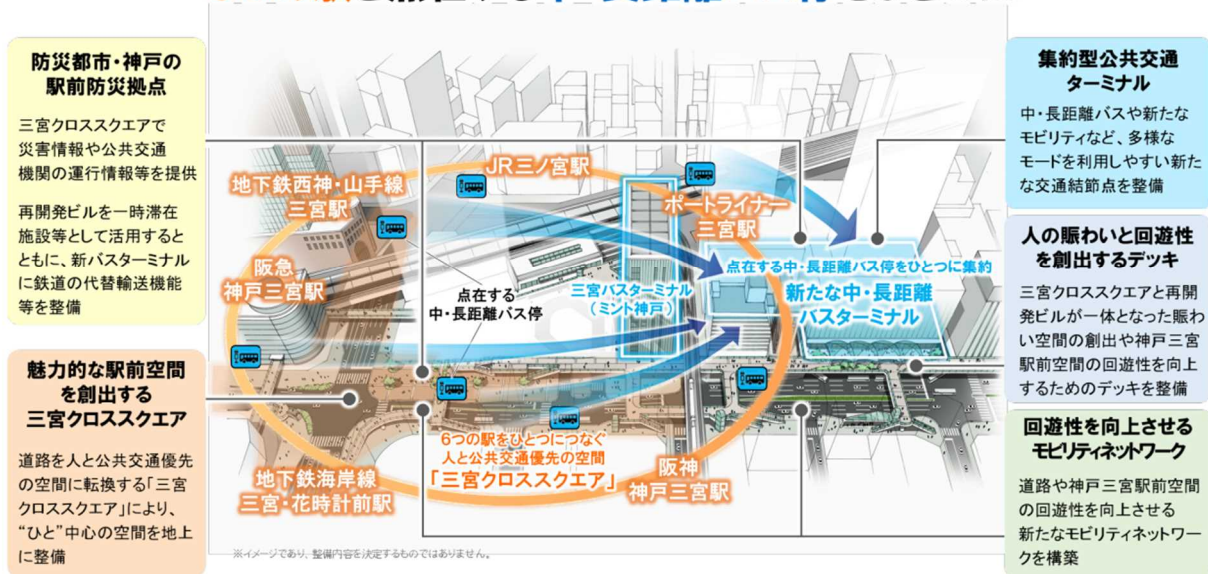
1.1. 神戸三宮における新たな中・長距離バスターミナル整備事業

(1) 目的

兵庫・神戸の玄関口である神戸三宮駅周辺は、「乗り換え動線がわかりにくい」「駅から周辺のまちへのつながりが弱い」「駅前広場の交通結節機能が弱い」などの指摘があるほか、特に中・長距離バスについては、駅の東西6箇所に乗り場が分散し、利便性や交通弱者への配慮が十分でないことや、一部の交差点にバスが集中して慢性的に渋滞が発生しているなどの課題がある。

そこで三宮周辺地区の「再整備基本構想」において、既存道路空間を活用して三宮に存在する6つの駅をつなぎ、人と公共交通優先の空間に再編する「三宮クロススクエア」と、三宮駅周辺に分散している中・長距離バス乗降場を集約した新たなバスターミナルを整備することを位置づけ、これらの課題を解消しながら、交通結節点としての大幅な機能強化を図ることで、交通の要衝として発展してきた国際都市神戸を象徴する新たな玄関口の創出を目指すこととしている。

～6つの駅と点在する中・長距離バス停をひとつに～



出典：国道2号等 神戸三宮駅前空間の事業計画

(2) 事業方針

神戸三宮における新たな中・長距離バスターミナル整備事業において、新たな中・長距離バスターミナルはⅠ期、Ⅱ期と段階的に整備する。

中・長距離バス停の集約は、新たな中・長距離バスターミナルだけではなく、再開発ビル（雲井5）に近接する複合ビル（ミント神戸）の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルなど、周辺の空間を活用しながら段階的に集約することとし、新バスターミナル（Ⅰ期）、新バスターミナル（Ⅱ期）及び三宮バスターミナルは、一体的に維持管理・運営する。

2. 特定事業の選定に関する事項

2.1. 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等

三宮バスターミナル特定運営事業等

(2) 公共施設等の管理者等

<一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等>

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 近畿地方整備局長 見坂 茂範)

<三宮バスターミナル特定運営事業等>

神戸市長 久元 喜造

(3) 事業に供される公共施設の種類の種類

<一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等>

道路法に基づく道路の附属物(特定車両停留施設(国))

※再開発ビル(雲井5)の各種登記完了、竣工後に指定する予定である。

<三宮バスターミナル特定運営事業等>

道路法に基づく道路の附属物(特定車両停留施設(市))

(4) 事業目的

兵庫・神戸の玄関口である神戸三宮駅周辺は、鉄道駅と中・長距離バス停が分散しているため、「乗換の利便性が低い」、「バス待合空間が不十分である」、「路上のバス停に起因する後続車の走行阻害が発生している」などの課題を抱えている。これらの課題を解消するため、国と市は、令和2年3月に「新たな中・長距離バスターミナル」等の整備を位置付けた「国道2号等神戸三宮駅前空間の事業計画」を策定した。「新たな中・長距離バスターミナル」の整備にあたっては、計画の具体化を事業者の知見と技術、ノウハウを広く取り入れながら官民連携で推進する。

本事業は、新バスターミナル(I期)の内装を整備し、ミント神戸の1階等に位置する既存の三宮バスターミナルと一体的な運用を行い、点在する中・長距離バス停の一部を集約した新たな運用を開始することで、三宮クロススクエアと連携して新たな交通結節空間を創出し、乗換・待合環境の改善、交通の円滑化、防災機能の向上の実現を図ることを目的とする。

(5) 事業方式

新バスターミナル(I期)では、再開発会社等が整備する再開発ビル(雲井5)の地下2階から地下1階の一部及び地上1階から3階までを道路法上の特定車両停留施設(国)として内装を整備する予定である。新バスターミナル(I期)のうち、特定車両停留施設(国)の内装整備については、国と事業者の間で締結する特定事業契約の定めるところにより、事業者が資金調達・内装設計・内装施工を行い、内装整備完了後に特定車両停留施設(国)の所有権を国に移転する(BT(Build-Transfer)方式)。

新バスターミナル（Ⅰ期）の維持管理・運営については、特定車両停留施設（国）の所有権移転後、国が運営権設定対象施設（国）について事業者に対して運営権（国）を設定し、同契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（国）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。

三宮バスターミナルについては、市が運営権設定対象施設（市）について運営権（市）を設定し、市と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者が、バス事業者（市）等の施設利用者から徴収する利用料金等により実施する方式とする。なお、現在の三宮バスターミナルは特定車両停留施設ではないが、市は、新バスターミナル（Ⅰ期）開業までに三宮バスターミナルを特定車両停留施設（市）に指定する。

また、再開発ビル（雲井5）に隣接する再開発ビル（雲井6）内に整備する新バスターミナル（Ⅱ期）が事業化された場合には、新バスターミナル（Ⅰ期）及び三宮バスターミナルと一体的に維持管理・運営する予定である。

なお、新バスターミナル（Ⅱ期）工事期間中、新バスターミナル（Ⅰ期）のバース数に影響が生じる場合、工事期間中のバス運行及び料金収入に関して調整を行う必要があるため、別途協議する。

(6) 事業範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとする。事業者は以下に示す業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。

なお、本事業では、新バスターミナル運営等事業及び三宮バスターミナル運営等事業と一体として、利便増進事業を経営するものとする。

a) 新バスターミナル運営等事業

新バスターミナル運営等事業の範囲は、以下のとおりとする。

① 内装整備業務

- ・特定車両停留施設（国）の内装設計、内装施工（※）、工事監理及びその関連業務

（※）本事業（国）では、下表のとおり、再開発ビル（雲井5）の躯体等ビル本体の工事（以下「A 工事」という。）及び間仕切りにより発生する建築工事や給排水・防災等の設備工事の A 工事に対する追加変更工事（以下「B 工事」という。）は特定業務代行者が設計・施工する。A 工事及び B 工事以外の工事（以下「C 工事」という。）を事業者が設計・施工する。

項目	設計・施工		
	A 工事	B 工事	C 工事
工事区分の概要	再開発ビル（雲井5）の躯体等ビル本体の工事	A 工事に対する追加変更工事	A 工事及び B 工事以外の工事
設計・施工	特定業務代行者	特定業務代行者	事業者
費用負担	国 ^{注1}	事業者/国 ^{注2}	事業者/国 ^{注3}

注1 国が新バスターミナル（Ⅰ期）部分について区分所有権を取得する。

注2 国が費用負担する C 工事に伴い発生する費用は、国が費用負担する。

注3 本施設（国）に係る内装整備費用は、追加投資とみなされる部分を除き、国が費用負担する。

② 準備業務

- ・開業前研修
- ・バス便の移行調整業務
- ・広報活動
- ・事業パンフレットの作成
- ・供用約款の策定

③ 維持管理業務

- ・建築物点検保守管理業務
- ・建築設備点検保守管理業務
- ・車路点検保守管理業務
- ・什器・備品維持管理業務
- ・警備業務
- ・清掃業務
- ・経常修繕業務
- ・交通事故復旧業務
- ・長期修繕計画案作成業務

④ 運營業務

- ・運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・安全対策業務
- ・利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・危機管理対応業務
- ・バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・その他関連業務（広報活動、再開発ビル（雲井5）の管理組合への参加、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

b) 三宮バスターミナル運営等事業

三宮バスターミナル運営等事業の範囲は、以下のとおりとする。

なお、三宮バスターミナル運営等事業は新バスターミナル（I期）の供用開始と同時期に開始することを予定しているが、開始前までは三宮バスターミナルはバス事業者部会が維持管理・運営を行っている。そのため、三宮バスターミナル運営等事業の開始前に、三宮バスターミナルの維持管理・運営に関して、バス事業者部会と調整の上、必要となる準備を行うこと。

① 準備業務

- ・開業前研修
- ・バス事業者部会からの引継ぎ
- ・バス便の移行調整業務

- ・ 広報活動
- ・ 事業パンフレットの作成
- ・ 供用約款の策定

② 維持管理業務

- ・ 建築物点検保守管理業務
- ・ 建築設備点検保守管理業務
- ・ 車路点検保守管理業務
- ・ 什器・備品維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 清掃業務
- ・ 経常修繕業務
- ・ 交通事故応急対応業務
- ・ 大規模修繕業務

③ 運營業務

- ・ 運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・ 料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・ 安全対策業務
- ・ 利用者対応業務（チケット販売の調整及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・ 危機管理対応業務
- ・ バス便の移行調整業務（移行対象バスの調整の場の設定及び会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・ その他関連業務（広報活動、管理規約（市）の遵守、三宮周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

c) 新バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（国）の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設（国）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・ 利便施設（国）の設置、運営
- ・ 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、事業者は、原則として、毎年度、占用料（公共貢献による減免を予定）を国に納付するものとする。詳細は、募集要項等公表時に示す。

d) 三宮バスターミナル利便増進事業

事業者は、本事業（市）の事業期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、利便施設（市）の設置、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、

バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。

- ・ 利便施設（市）の設置、運営
- ・ 事業者が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、事業者は、原則として、毎年度、占用料を市に納付するものとする。詳細は、募集要項等公表時に示す。

(7) 事業期間（国）

a) 本事業（国）の事業期間

本事業（国）の事業期間は、特定事業契約締結から 30 年度間を想定している。事業期間は、事業者が本施設（国）の内装整備を実施する期間（内装整備業務期間）及び運営権（国）に基づき本施設（国）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

内装整備業務期間は、約 3 年（内装設計・内装施工約 2 年 4 カ月、再開発ビル（雲井 5）の完了検査約 5 カ月、準備（※）約 3 カ月）、運営・維持管理期間は、本施設（国）の竣工後、運営権（国）を設定する令和 10（2028）年度から事業期間終了までの約 26 年を想定している。

なお、本事業（国）の事業終了日は、本事業（市）と同一とする。

（※）準備業務は、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

b) 内装整備業務期間

内装整備業務期間は、内装設計に係る期間及び内装施工に係る期間で構成され、約 3 年（内装設計・内装施工約 2 年 4 カ月、再開発ビル（雲井 5）の完了検査約 5 カ月、準備約 3 カ月）とする。

内装設計は、特定事業契約締結後から令和 8（2026）年 5 月 31 日までに完了すること。内装施工は、設計完了及び再開発ビル（雲井 5）の建築確認申請（計画変更）終了後着手し、令和 9（2027）年 8 月より開始予定の再開発ビル（雲井 5）の完了検査準備開始前に完了すること。準備は再開発ビル（雲井 5）竣工後の令和 10（2028）年 1 月から 3 カ月程度を想定しているが、内装設計・内装施工中に先行して行うことも可能とする。

c) 運営権（国）存続期間

運営権（国）存続期間は、運営権（国）を設定した日から、26 年後の応当日の前日までとする。運営権（国）存続期間は、運営・維持管理終了日をもって終了し、運営権（国）は同日をもって消滅する。

(8) 事業期間（市）

a) 本事業（市）の事業期間

本事業（市）の事業期間は、実施契約締結から 30 年度間を想定している。事業期間は、準備業務を実施する期間（準備業務期間）及び運営権（市）に基づき本施設（市）の維持管理及び運営を実施する期間（運営・維持管理期間）で構成される。

準備業務期間は約 3 年、運営・維持管理期間は、運営権（市）を設定する令和 10（2028）年

度から事業期間終了までの約 26 年を想定している。

なお、本事業（市）の事業終了日は、本事業（国）と同一とする。

b) 運営権（市）の存続期間

運営権（市）存続期間は、運営権（市）を設定した日から、26 年後の応当日の前日までとする。運営権（市）存続期間は、事業終了日をもって終了し、運営権（市）は同日をもって消滅する。

(9) 運営権対価の支払い

事業者は、特定事業契約に基づき、運営権設定対象施設（国）の運営権（国）の設定に対する対価を国に支払う。

事業者は、実施契約に基づき、運営権設定対象施設（市）の運営権（市）の設定に対する対価を市に支払う。

なお、運営権対価は 0 円以上の提案を受け付けるものとする。国及び市への支払い割合等、詳細は募集要項等の公表時において示す。

(10) 費用負担（国）

a) 内装整備に係る費用負担

新バスターミナル（I 期）の整備に係る費用のうち、A 工事に係る費用は国が負担する。

B 工事に係る費用は、国が費用負担する C 工事に伴い発生する B 工事に係る費用を除き、事業者が負担する。

C 工事に係る費用は、事業者又は国が負担することとし、特定事業契約に定めるところにより、国は、新バスターミナル（I 期）の内装整備における費用の一部（※）を事業者に支払う。

（※）本施設（国）に係る内装整備費用は、追加投資とみなされる部分を除き、国が負担する。

b) 維持管理に係る費用負担

本施設（国）の維持管理業務については、特定事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して費用を負担せず、事業者は、実施に要するすべての費用を負担する。なお、国は競争的対話に基づき、方針を変更する場合がある。

c) 運営に係る費用負担

本施設（国）の運営業務については、特定事業契約に特段の定めがある場合を除き、国は事業者に対して費用を負担せず、事業者は、実施に要するすべての費用（再開発ビル（雲井 5）に係る管理費（※）を含む）を負担する。なお、国は競争的対話に基づき、方針を変更する場合がある。

（※）管理費は、管理組合が組合管理部分や共用部分等の管理に要する経費にあてるために、区分所有者が納付する費用である。管理規約等に基づき、事業者が管理組合に区分所有者（国）である国に代わり、代理納付することを想定している。なお、管理費は令和 9（2027）年 11 月支払いの 12 月分より徴収予定である。

(11) 費用負担（市）

a) 維持管理に係る費用負担

本施設（市）の維持管理業務については、実施契約の定めるところにより、事業者は実施に要するすべての費用を負担する。

ただし、大規模修繕のうち、建物躯体を除く壁・天井・床の全面更新及び舗装部分の全面更新の費用は、事前に市と協議の上、市が事業者に対して費用を負担する。なお、仕上げの修繕については、対象範囲に関わらず事業者負担とする。

b) 運営に係る費用負担

本施設（市）の運營業務については、実施契約に特段の定めがある場合を除き、市は事業者に対して費用を負担せず、事業者は、実施に要するすべての費用（ミント神戸に係る共益費（※）を含む）を負担する。

（※）共益費は、事業者が管理協議会に区分所有者（市）である市に代わり、代理納付することを想定している。

(12) 利用料金の設定及び收受

本事業では、事業者は、本施設に車両を停留させる者から徴収する停留料金及び便利施設の利用者から得た収入を自らの収入とすることができる。

なお、プロフィットシェア・ロスシェアの導入を想定しているが、詳細は募集要項等の公表時において示す。

a) 停留料金の設定及び收受

事業者は、道路法第 48 条の 35 第 2 項に基づき、自らの経営判断により、下記の条件を充足する範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定する。

- ・ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- ・ 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類車両を同時に 2 両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

なお、事業者は、特定事業契約及び実施契約締結後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金について、国及び市に届出を行うこと。

国又は市は、道路法第 48 条の 42 第 1 項に基づき、事業者が届け出た特定車両停留施設の停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、道路管理者が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じることができる。

b) その他の利用料金の設定及び收受

事業者は、便利施設に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とするこ

とが禁止されていないことを確認した上で、自ら自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(13) 特定車両停留施設に停留できる車両の種類（予定）

特定車両停留施設（国）に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）

特定車両停留施設（市）に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス等）
- ・一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車※

※一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車については、施設の容量等を加味し、現在三宮バスターミナルに乗り入れしているバスを想定している。

(14) 追加投資等の取扱い（国）

a) 本施設（国）に係る追加投資等の取扱い

① 追加投資

事業者は、本施設（国）について、運営権（国）存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資をすることができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（国）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（国）との一体性が認められる対象については国の所有物となり、運営権設定対象施設（国）に含む。追加投資を実施するにあたっては、管理組合の事前承認を得ること。

② 大規模修繕

事業者は、本施設（国）の長期修繕計画の案を作成し、国に提出すること。

b) 利便施設（国）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（国）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理組合へ事前確認を行うこと。

(15) 追加投資等の取扱い（市）

a) 本施設（市）に係る追加投資等の取扱い

① 追加投資

事業者は、本施設（市）について、運営権（市）存続期間中、あらかじめ市との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、追加投資をすることができる。ただし、追加投資は、特定車両停留施設（市）としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の

利便の増進に資するものに限る。

なお、追加投資による収入の増加は事業者に帰属する。また、追加投資の部分は、本施設（市）との一体性が認められる対象については市の所有物となり、運営権設定対象施設（市）を含む。追加投資を実施するにあたっては、管理協議会の事前承認を得ること。

② 大規模修繕

事業者は、自らが作成する長期修繕計画をもとに、運営権設定対象施設（市）について、大規模修繕を行う。長期修繕計画は、市及び管理協議会への事前承認を得ること。大規模修繕に関する詳細は、「別紙2 要求水準書（案）」において示す。

b) 利便施設（市）に係る追加投資等の取扱い

事業者は、利便施設（市）について、要求水準を充足する限り、道路管理者に報告の上、原則として自らの判断及び責任において追加投資・大規模修繕を行うことができる。追加投資・大規模修繕にあたっては、管理協議会へ事前確認を行うこと。

(16) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりとする。

a) 運営権

事業期間終了時に事業者を設定されている運営権は消滅する。

b) 事業者の資産等（国）

事業期間終了時又はそれ以降の国が指定する日において、事業者は、本施設（国）を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第三者への譲渡を含む。）することとする。ただし、国又は国の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、国又は国の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

c) 事業者の資産等（市）

事業期間終了時又はそれ以降の市が指定する日において、事業者は、本施設（市）を市又は市の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第三者への譲渡を含む。）することとする。ただし、市又は市の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、市又は市の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

d) 業務の引継ぎ（国）

国又は国が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権（国）存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業（国）が円滑に引き継がれるように適切な引

継ぎを行わなければならない。なお、事業者、国又は国が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

e) 業務の引継ぎ（市）

市又は市が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権（市）存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業（市）が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、市又は市が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(17) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則及び要項等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて、適宜適用するものとする。

なお、関係法令等はすべて最新のものを適用すること。

2.2. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

国及び市は、一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等をPFI事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同事業をPFI法第7条に基づき、同法第2条第4項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

国及び市は、一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等をPFI法第2条第4項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、ホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

3. 事業者の募集及び選定に関する事項

3.1. 事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国及び市は、一般国道2号 神戸三宮駅交通ターミナル特定運営事業等及び三宮バスターミナル特定運営事業等を特定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の提示を通じて募集し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）を選定するものとする。本事業の優先交渉権者等の選定は、競争性のある随意契約（公募型プロポーザル方式）による。

3.2. 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

国及び市は、以下の手順により、優先交渉権者等を選定する。今後のスケジュールについては、11.2.今後のスケジュール（予定）を参照すること。なお、募集要項等の公表後のスケジュールは募集要項等において示す。

(1) 有識者委員会の設置

国及び市は、優先交渉権者等の選定にあたり、PFI法第11条に規定する客観的な評価を行うために、有識者からなる有識者委員会（以下「有識者委員会」という。）を設置し、有識者委員会から優先交渉権者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

なお、有識者委員会の構成員は募集要項等公表時に示すこととし、有識者委員会は非公開とする。

(2) 募集要項等の公表

国及び市は、特定事業の選定を行った場合は、実施方針等に対する民間事業者からの意見を踏まえ、募集要項等をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(3) 募集要項等に関する説明会

募集要項等の公表後に、説明会を行う予定である。詳細は募集要項等の公表時において示す。

(4) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

a) 質問の受付

国及び市は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。

質問の提出方法、時期、回数等は、募集要項等の公表時において示す。

b) 回答の公表

国及び市は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。募集要項等の内容に関する質問に対する回答は、すべて公表するものとする。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の公表方法等は、募集要項等の公表時において示す。

(5) 参加表明書の受付、参加資格の確認、参加資格の確認結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書及び参加資格の確認に必要な書類の提出を求め、国及び市にて参加資格の確認を行う。参加資格の確認結果は、応募者に通知する。

なお、参加表明書の提出方法、時期、参加資格の確認に必要な書類の詳細等は、募集要項等の公表時において示す。

(6) 競争的対話等の実施

国及び市は、応募者の参加資格の確認後、事業提案書の提出までの間に、参加資格の確認を受けた応募者（以下「提案提出者」という。）と競争的対話等を行う。その結果を踏まえ、基本協定書（案）・特定事業契約（案）・実施契約（案）及び要求水準等の調整を行い、修正があった場合は公表する。

競争的対話等の実施に関する詳細は、募集要項等の公表時において示す。

(7) 事業提案書の受付

国及び市は、提案提出者に対して、募集要項等に基づき、本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類の詳細等は、募集要項等の公表時において示す。

(8) 事業提案書の審査

国及び市は、事業提案書の提出後、提案提出者がその提案に係るプレゼンテーションを行う機会を設けることを予定している。

事業提案書の審査では、要求水準の充足が確認された提案提出者の事業提案書について、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、プレゼンテーション等による提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

なお、具体的な優先交渉権者選定基準は、募集要項等公表時において示す。

(9) 優先交渉権者等の選定

国及び市は、有識者委員会の意見を踏まえて、提案提出者の順位を決定し、第一位の者を優先交渉権者、第二位の者を次点交渉権者として選定する。

(10) 審査結果の通知

国及び市は、審査の結果を、提案提出者に通知する。

(11) 審査結果の公表

国及び市は、審査の結果及び審査の評価の過程について、優先交渉権者等の選定後速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(12) 基本協定の締結

優先交渉権者は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）に基づき、速やかに国、市それぞれと基本協定を締結しなければならない。優先交渉権者と基本協定が適時に締結されない場合、国及び市は、次点交渉権者を優先交渉権者とし、基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、国及び市は、競争的対話に基づいて修正された基本協定書（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

(13) SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定締結後、速やかに、本事業の実施のみを事業目的とする SPC を設立する。

(14) 特定事業契約及び実施契約の締結

SPC の設立後、競争的対話に基づいて修正された特定事業契約書（案）の内容に従い、国と SPC は、特定事業契約を締結する。なお、国は、競争的対話に基づいて修正された特定事業契約書（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

また、SPC の設立後、市会の議決を経て、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）の内容に従い、市と SPC は、実施契約を締結する。なお、市は、競争的対話に基づいて修正された実施契約書（案）のさらなる修正には、原則として応じない。

なお、国は特定事業契約、市は実施契約を締結したときは、PFI 法第 15 条第 3 項及び第 22 条第 2 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(15) 運営権の設定

国は、内装整備業務の完了後、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権（国）を設定する。また、SPC は、法令に従って運営権（国）の設定登録を行う。

なお、国は、運営権（国）を設定したときは、PFI 法第 19 条第 3 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

市は、特定車両停留施設（市）の指定後、SPC に対して運営権設定書を交付して運営権（市）を設定する。また、SPC は、法令に従って運営権（市）の設定登録を行う。なお、運営権の設定に関しては、市会で議決を得る予定である。

なお、市は、運営権（市）を設定したときは、PFI 法第 19 条第 3 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

3.3. 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、2.1.(6)事業範囲に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあっては、構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、構成員は応募

時に様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。なお、応募グループの場合、SPC の設立にあたって構成員は構成企業（SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業）と協力企業（SPC から直接業務の受託・請負をし、かつ SPC には出資しない企業）に分類される。代表企業は構成企業から定めるものとする。

- ウ 応募企業又は構成企業は、SPC の設立にあたって SPC に出資し、SPC の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）すべての割当てを受けるものとする。
- エ 本事業に係る業務は、SPC から応募企業、構成企業又は協力企業にのみ委託することができ、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。
- オ 応募企業、構成企業又は協力企業は、準備業務のうち「供用約款の策定」、運營業務のうち「料金徴収業務」、「危機管理対応業務」、「バス便の移行調整業務」について、再委託できないものとする。
- カ 参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及び構成員の変更は認めない。ただし、代表企業を除く構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国及び市と協議するものとし、国及び市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は構成員が以下に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、国及び市に速やかに通知しなければならない。
- キ 参加表明書の提出以降、応募企業又は構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又は構成員となることは認めない。

(2) 応募企業、構成員に共通の参加資格

- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。また、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- カ 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納している者でないこと。
- キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員であ

- る法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと。
- ク 近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。及び、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ケ 本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人は以下に示すとおりである。
- ・パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- コ 有識者委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
- サ 上記ケ及びコに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 各業務に携わる企業に求める要件

a) 本施設（国）の内装整備業務に携わる企業

① 内装設計企業

応募者を構成する企業のうち内装設計業務を実施する者（以下「内装設計企業」という。）

は、次のアからエの要件を満たすこと。

- ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「土木関係建設コンサルタント業務」又は「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。
- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ウ 内装設計業務を複数の内装設計企業が分担して行う場合にあつては、いずれの内装設計企業においても上記ア及びイを満たしていること。
- エ 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は、募集要項等公表時に示す。

② 内装施工企業

応募者を構成する企業のうち内装施工業務を実施する者（以下「内装施工企業」という。）

は、次のアからオの要件を満たすこと。

- ア 近畿地方整備局における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「建築工事」、「電気設備工事」及び「暖冷房衛生設備工事」に認定されている者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。
- イ 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ウ 次のaからcの各工事に携わる内装施工企業は、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）がそれぞれaからcに示す点数以上であること（上記ア、イの再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際の経営事項評価点数がそれぞれaからcに示す点数以上であること）。
 - a 建築工事1100点以上
 - b 電気設備工事1100点以上
 - c 暖冷房衛生設備工事1100点以上
- エ 内装施工業務を複数の内装施工企業が分担して行う場合にあつては、いずれの企業においても上記アからウを満たしていること。
- オ 内装施工企業の実績、各工事の配置予定技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件については、募集要項公表時に示す。

③ 工事監理企業

応募者を構成する企業のうち工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次のアからエの要件を満たすこと。

- ア 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「土木関係建設コンサルタント業務」及び「建築関係建設コンサルタント業務」に係る令和5・6年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定されていない者は開札日までに認定を受けること。
- イ 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ウ 工事監理業務を複数の工事監理企業が分担して行う場合にあつては、いずれの工事監理企業においても上記ア及びイを満たしていること。
- エ 配置予定の技術者の資格及び実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。なお、具体的な要件は、募集要項公表時に示す。

b) 本施設の維持管理業務に携わる企業

応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次のア及びイの要件を満たすこと。

- ア 令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。
- イ 維持管理業務を複数の維持管理企業が分担して行う場合にあっては、いずれの維持管理企業においても上記の要件を満たしていること。

c) 本施設の運營業務に携わる企業

応募者を構成する企業のうち運營業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次のアの要件を満たすこと。

- ア 特定車両停留施設の運營業務を実施する者のうち少なくとも一者は、バスターミナル運営実績（※）を有すること。

ただし、令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において「役務の提供等」に登録していない者にあっては、特定事業契約の締結までに「役務の提供等」に登録しておくこと。

（※）一般乗合旅客自動車運送事業（高速バス、路線バス）及び一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）の車両を同時に2両以上停留させることを目的とした施設において、旅客案内、車両誘導、情報提供を行っている運営実績とする。

d) 利便増進事業に携わる企業

応募者を構成する企業のうち利便増進事業を実施する者は、3.3.(2)応募企業、構成員に共通の参加資格を満たすこと。

3.4. 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提出された事業提案書の著作権は、提案提出者に帰属する。ただし、本事業において国及び市が必要と認める場合は、個人情報等の適正な取扱いをし、国及び市は事業提案書の一部又は全部を無償で使用（公表することを含む。）できるものとする。

なお、提出された事業提案書については返却しない。

(2) 特許権等

提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

(3) その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者において処理するものとし、国及び市は一切の責を負わないものとする。

4. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1. 事業者の責任の明確化に関する事項

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業では、民間事業者の自主性と創意工夫が発揮されるように、停留料金等の収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスクは、原則、事業者が負担することを基本とする。ただし、国及び市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国及び市がリスクを負うものとする。

(2) 想定されるリスクと費用分担

新バスターミナル運営等事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、原則として「別紙1—1 リスク分担表（国）」に定めるとおりとし、詳細は、募集要項等公表時に示す。

三宮バスターミナル運営等事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、原則として「別紙1—2 リスク分担表（市）」に定めるとおりとし、詳細は、募集要項等公表時に示す。

(3) 要求する性能等

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、新バスターミナル（I期）の内装整備と維持管理及び運営、三宮バスターミナルの維持管理及び運営を行うものとする。なお、本事業において実施する各業務の満たすべき水準その他事項の詳細は、「別紙2 要求水準書（案）」において示す。

(4) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

a) 契約保証金の納付

国は、特定事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、次のアからウのいずれかの方法による特定事業契約の保証を求めることを予定している。なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設（国）の内装整備費（内装設計費、内装施工費及び工事監理費）に相当する合計額の10分の1以上とする。

ア 会計法第29条の9第1項に基づく契約保証金の納付

イ 会計法第29条の9第2項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

a 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

b 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

ウ 会計法第29条の9第1項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

a 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

b) 業務の履行の検査

国は、本施設（国）の引渡しを受ける前に、内装整備業務について会計法第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査を行う。国は、上記の検査の結果、本施設（国）が特定事業契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもって内装整備業務の対価を支払う。

4.2. 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡等

事業者は、国及び市の事前の承認を得ることなく、運営権、特定事業契約及び実施契約上の地位、及び本事業について国及び市との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者は、以下 a) の手続きにしたがって本議決権株式及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下 b) の手続きにしたがって事業者の責により行うものとし、国及び市は原則として関与しないものとする。

a) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国及び市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国及び市の事前の承認を受ける必要がある。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国及び市の事前の承認を受ける必要がある。

国及び市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、関係行政機関（財務省を含むがこれに限らない）と協議した上で処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国及び市に対して提出しなければならない。

b) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

4.3. モニタリングに関する事項

事業者が特定事業契約及び実施契約に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、国及び市によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国及び市は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。

モニタリングの具体的な方法等は、募集要項等公表時に示す。

5. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

5.1. 本事業の事業場所

本事業の事業場所に関する概要は、下表のとおりである。

表 1 再開発ビル（雲井5）の概要

① 事業名称	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
② 施行者	雲井通5丁目再開発株式会社
③ 施行区域	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
④ 面積	敷地面積：約 8,230 m ² 、延べ面積：約 98,900 m ² ※新バスターミナル（I期）を含む
⑤ 建物構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造
⑥ 階数、高さ	階数：地下2階、地上32階、塔屋1階、高さ：約 164m
⑦ 主要用途	商業施設、特定車両停留施設、公益施設、業務施設、宿泊施設

表 2 新バスターミナル（I期）の概要

① 施設名	神戸三宮駅交通ターミナル
② 所在地	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目
③ 面積	約 6,820 m ² 2～3階 バス待合空間・チケット売り場・各種店舗等：約 3,200 m ² 1階 バス乗降場：約 3,000 m ² （I期） 地下1階 エレベーター施設：約 20 m ² 地下2階（詳細は募集要項等公表時に示す）：約 600 m ²
④ 整備事業区分	道路事業（国道） ※雲井通5丁目再開発事業と調整を図りながら整備推進
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設（地下2階、地下1階、地上1階～3階）
⑥ 周辺公共・民間事業	デッキ、三宮クロススクエア （ホテル、オフィス、店舗、ホール等）
⑦ バース数（予定）	乗降5バース、待機4バース

表 3 三宮バスターミナルの概要

① 施設名	三宮バスターミナル
② 所在地	神戸市中央区雲井通7丁目
③ 面積	約 1,900 m ² うちミント神戸敷地内：約 1,200 m ²
④ 供用開始時期	平成 18 年 11 月
⑤ 現施設管理者	神戸市、西日本旅客鉄道株式会社
⑥ バース数	乗降5バース、降車3バース
⑦ 待合室等	面積約 400 m ² チケットカウンター、トイレ

5.2. 本事業（国）の対象施設

本事業（国）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

下表のうち、事業者が整備する施設の詳細については、「別紙2 要求水準書（案）」を参照すること。

表 4 新バスターミナル（I期）の主な対象施設

施設区分	施設名称	施設詳細	想定フロア		
特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路	1階		
		操車場所	1階		
		停留場所	1階		
		その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの	1階		
	旅客用 場所	乗降場	乗降場	1階	
		通路	エレベーター（バスターミナル専有部分内）	地下2階～3階	
			エスカレーター（バスターミナル専有部分内）	1階～3階	
		その他	トイレ	1階・3階	
			待合室・案内所・乗車券販売所	2階・3階	
	ベンチ		1階～3階		
その他設備	授乳室・パウダーコーナー	3階			
	公共無線 LAN	1階～3階			
利便施設（占用）	その他設備	運行管理室・事務室	2階		
		電気設備	店舗以外		
		機械設備	店舗以外		
		放送設備	1階～3階		
		監視設備	地下2階、1階～3階		
		利便施設（占用）	利便施設（占用）	飲食・物販施設（店舗）	3階
				運行情報提供設備	1階～3階
				手荷物預かり・手荷物宅配	2階
				自動販売機	地下2階、1階～3階
				自動発券機	2階
ATM・外貨両替機	2階				
コインロッカー	2階・3階				
更衣室	3階				
電気設備（店舗部分）	3階				
機械設備（店舗部分）	3階				

5.3. 本事業（市）の対象施設

本事業（市）の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

下表のうち、事業者が整備する施設の詳細については、「別紙2 要求水準書（案）」を参照すること。

表 5 三宮バスターミナルの主な対象施設

施設区分	施設名称		施設詳細
特定車両 停留施設	特定車両用 場所		誘導車路 操車場所 停留場所 その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供するもの
	旅客用 場所	乗降場	乗降場
		その他	トイレ 待合室・乗車券販売所 ベンチ 公共無線LAN
	その他設備		管理室 電気設備 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備
	利便施設（占用）		自動販売機 自動発券機 運行情報提供設備

6. 特定事業契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

6.1. 特定事業契約に定めようとする事項

特定事業契約に定める主な事項の詳細は、募集要項等の公表時において示す。

6.2. 疑義が生じた場合の措置

特定事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は特定事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、国及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。協議の方法等については、特定事業契約において定める。

6.3. 管轄裁判所の指定

特定事業契約に関連して発生したすべての紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

7. 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

7.1. 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項の詳細は、募集要項等の公表時において示す。

7.2. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。協議の方法等については、実施契約において定める。

7.3. 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

8. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（国）

8.1. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業（国）の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり特定事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、特定事業契約の定めるところにより、国又は国が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、2.1.(16)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については特定事業契約書（案）に示す。

(1) 国の事由により事業の継続が困難となった場合

国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業（国）の継続が困難となった場合は、事業者は特定事業契約を解除できるものとする。この場合、国は特定事業契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

国は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価（国）のうち残余の存続期間に対応する部分（運営権対価分割金については、契約解除時点から当該時点が属する事業年度の最終月までの期間に対応する部分を意味する。以下同じ。）について補償する。

(2) 事業者の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが特定事業契約に定める要求水準を下回る場合、その他特定事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、国は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、国は特定事業契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、国は特定事業契約を解除できるものとする。

上記の規定により、国が特定事業契約を解除した場合は、特定事業契約の定めるところにより、国は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

(3) 三宮バスターミナルの事由により事業の継続が困難となった場合

三宮バスターミナルに係る実施契約が、特定事業契約に定める事由により解除され又は終了したときは、解除事由に応じ国又は事業者は特定事業契約を解除できるものとする。解除に関する詳細は特定事業契約書（案）に示す。

8.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

国及び事業者は、特定事業契約に具体的に列挙した事由に対して、特定事業契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

9. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項（市）

9.1. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業（市）の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり実施契約を終了するものとする。この場合、事業者は、実施契約の定めるところにより、市又は市が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、2.1.(16)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については実施契約書（案）に示す。

(1) 市の事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は実施契約を解除できるものとする。この場合、市は実施契約の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

市は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価（市）のうち残余の存続期間に対応する部分（運営権対価分割金については、契約解除時点から当該時点が属する事業年度の最終月までの期間に対応する部分を意味する。以下同じ。）について補償する。

(2) 事業者の事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが実施契約に定める要求水準を下回る場合、その他実施契約に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、市は、事業者に対して改善指示を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は実施契約を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、市は実施契約を解除できるものとする。

上記の規定により、市が実施契約を解除した場合は、実施契約の定めるところにより、市は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

市は、事業者に対し、事業者が支払った運営権対価（市）のうち残余の存続期間に対応する部分について補償する。

(3) 新バスターミナル（I期）の事由により事業の継続が困難となった場合

新バスターミナル（I期）に係る特定事業契約が、実施契約に定める事由により解除され又は終了したときは、解除事由に応じ市又は事業者は実施契約を解除できるものとする。解除に関する詳細は実施契約書（案）に示す。

9.2. その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、実施契約に具体的に列挙した事由に対して、実施契約に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

10. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

10.1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国及び市は、現時点では、本事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国及び市は検討を行う。

10.2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国及び市はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

10.3. その他の支援に関する事項

国及び市は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国及び市と事業者で協議する。

11. その他特定事業の実施に関し必要な事項

11.1. 本事業に関する事項

(1) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 応募に伴う費用の負担

提案書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針等に関する質問及び意見の受付

令和6年1月16日から令和6年2月6日までの間、国及び市において、実施方針等に関する質問及び意見の受付を行うものとする。ただし、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した上で示す「別紙2 要求水準書（案）」添付資料に関する質問は受け付けない。

実施方針等に関する質問及び意見を行う者は、「様式1 実施方針等に関する質問書・意見書」に記入の上、電子メールにて、11.4. 問合せ先に示すメールアドレスに期限必着にて提出するとともに、書面を郵送にて11.4. 問合せ先に示す住所に速やかに提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。なお、電子メールの件名は「【三宮バスタ】実施方針等質問（会社名）」とすること。

実施方針等に関する質問に対する回答は、提出者名を除きすべて公表するものとする。公表は令和6年2月16日頃にホームページにおいて行う予定であり、個別の回答は行わないものとする。

なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

(4) 対話の実施

国及び市は、実施方針等に記載の内容について、国及び市と民間事業者が十分な意思疎通を図ることによって、民間事業者が本事業の趣旨、要求水準書等の意図を理解することを目的とし、国及び市と民間事業者との個別の対話を実施する。

申込期限は令和6年1月23日、対話実施期間は令和6年1月29日、30日とする。

対話を希望する民間事業者は、内容を簡潔にまとめ、「様式2 個別対話申込書」に必要事項を記入の上、11.4. 問合せ先に示すメールアドレスに期限必着にて提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。なお、電子メールの件名は「【三宮バスタ】個別対話申込（会社名）」とすること。

個別対話の内容は、質問者又は意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者又は意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。

(5) 実施方針等の変更

国及び市は実施方針等に関する質問及び意見、対話結果を踏まえ、実施方針等の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、特定事業の選定までにホームページ

において公表する。

また、実施方針等に加え、別途資料を公表することがある。追加で資料を公表した場合には、ホームページにおいて公表する。

11.2. 今後のスケジュール（予定）

実施方針等の公表後、バスターミナル運営等事業開始日に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。

表 6 今後のスケジュール（予定）

スケジュール（予定）	内容
令和6年1月16日	実施方針等の公表
令和6年1月23日	実施方針等に関する対話受付
令和6年1月29日30日	対話実施
令和6年2月6日	実施方針等に関する質問・意見受付
令和6年2月16日	実施方針等に関する質問回答公表
令和6年4月頃	特定事業の選定・公表、募集要項等の公表
令和6年4月頃	募集要項等に関する質問（第1回）受付期間
令和6年4月頃	募集要項等に関する質問（第1回）の回答公表
令和6年5月頃	参加表明書の受付、参加資格の確認
令和6年6月～7月頃	競争的対話の実施期間
令和6年9月頃	募集要項等に関する質問（第2回）受付期間
令和6年10月頃	募集要項等に関する質問（第2回）の回答公表
令和6年10月頃	提案受付
令和6年11月頃～12月頃	優先交渉権者等の選定
令和6年12月頃	基本協定の締結
令和7年3月頃	特定事業契約・実施契約の締結

11.3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、近畿地方整備局ホームページ及び神戸市ホームページを通じて適宜行う。

近畿地方整備局ホームページ

https://www.kkr.mlit.go.jp/road/project/sannomiyabasuta_pfi.html

神戸市ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/toshin/sannomiyabusta.html>

11.4. 問合せ先

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎

TEL：06-6945-7420 なお、電話での直接問い合わせは受け付けない。

Email：kkd-doukei2ka@mlit.go.jp

別紙1-1 リスク分担表(国)

■共通

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考	
		国	事業者		
1	募集要項等	募集要項等の誤り、内容の変更によるもの	○		
2	募集費用	応募費用に関するもの		○	
3	構成員等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる応募企業又は構成員その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	構成員等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、構成員等を当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
4	支払遅延リスク	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
		事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
5	資金調達リスク	本事業(国)の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
6	金利変動リスク	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		特定事業契約締結後、特定の時期(本施設(国)の引渡より前)に、基準金利を提案時のものから改定し、確定することを予定している。
		基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの変動		○	
7	国の関連業務に関するリスク	国が本事業(国)に関連して別途発注する業務において、事業者の滞責事由により、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る損害が生じた場合		○	別途発注する業務は以下を想定している。 ・緊急時対応業務等
		国が本事業(国)に関連して別途発注する業務において、上記以外の事由により、国が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る損害が生じた場合	○		
8	税制変更リスク	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用	○		
		本事業(国)に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
		上記以外の税制の変更又は新設による増加費用		○	
9	法令等変更リスク	法令、政策等の変更又は新設(以下「法令等変更」という。)のうち、本事業(国)に特別に又は典型的に適用され、かつ事業者に不当な影響を及ぼす法令等変更による増加費用	○		ただし、本事業(国)の継続に過分の費用を要する場合は、特定事業契約を解除できるものとする。
		上記以外の法令等変更による増加費用		○	
10	不可抗力リスク	内装整備業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、本施設(国)の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	増加費用又は損害について、内装整備費の1%相当額までを事業者が負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、内装整備業務期間の累計額に対して適用する。ただし、保険等による補償がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、災害応急対策又は復旧に関する内装整備工事における増加費用及び損害は全て国が負担する。なお、本事業(国)の継続に過分の費用を要する場合は、特定事業契約を解除できるものとする。
		準備業務・維持管理業務・運営業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、本施設(国)の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	△	○	事業者負担を基本とするが、必要な場合、国が本施設(国)について、復旧等の措置をとる。また、不可抗力によって本事業(国)の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、特定事業契約上の義務の一時免除の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。なお、本事業(国)の継続に過分の費用を要する場合は、特定事業契約を解除できるものとする。
11	要求水準変更リスク	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		なお、国の合理的な指示による要求水準の変更により国が支払う内装整備費が減少する場合については、減額するものとする。
		技術革新による、国が支払う内装整備費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の国が支払う内装整備費の減額		○	

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

別紙1-1 リスク分担表(国)

■共通(続き)

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		国	事業者	
12	神戸市議会議決リスク 三宮バスターミナル運営権設定に関する神戸市会の不承認	○	○	神戸市会で議決が不承認とされた場合には、本事業(国)を実施するか否かを国及び事業者間で協議する。本事業(国)を実施しないことが決定された場合、国及び事業者は、自らに生じた費用を自ら負担するものとし、相互に債権・債務の関係を負わないものとする。
13	許認可取得遅延リスク	○		
	国が実施する許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む)	○		
	事業者の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	
	再開発会社等の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)	○	△	再開発ビル(雲井5)の躯体等ビル本体の工事(以下A工事)及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。
	他の区分所有者(国)(入居テナント含む)の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)	○	○	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
14	知的財産権侵害リスク 本事業(国)の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
15	要求水準の確保に係るリスク 要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
16	住民運動に関するリスク	○		
	本事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの 上記以外による住民反対運動・訴訟等に関するもの		○	
17	事業計画の変更リスク	○		
	国に起因する事業計画の変更	○		
	事業者に起因する事業計画の変更		○	
	市に起因する事業計画の変更	○	△	国と事業者で協議のうえ、国と市との協議に基づき対応する。
	再開発会社等に起因する事業計画の変更	○	△	A工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。
	他の区分所有者(国)(入居テナント含む)に起因する事業計画の変更	○	○	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

別紙1-1 リスク分担表(国)

■内装整備時

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考		
		国	事業者			
18	土地の瑕疵に関するリスク	国が提示した資料から合理的に予想することができない事業敷地の瑕疵に起因する増加費用	○		A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。	
19	国の貸与資料に関するリスク	事業敷地に関する国の貸与資料の誤り、欠如、不明瞭等に起因する増加費用	○		A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。	
20	調査に関するリスク	国による事業敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用	○		A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。	
		事業者による事業敷地に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因する増加費用		○		
21	設計変更リスク	国の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	○		事業者、特定業務代行者との間で協議し、かかる費用負担や費用請求等について、対応頂くことを想定している。ただし、A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。	
		事業者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害		○		
		特定業務代行者の帰責事由による設計変更による増加費用又は損害	△	○		
22	設計図書の瑕疵リスク	国が実施した官製ベーシックプランの瑕疵による増加費用又は損害		○	官製ベーシックプランはあくまで参考として貸与するため、事業者が負担することを想定している。	
		特定業務代行者が実施した実施設計の瑕疵による増加費用又は損害	○	△	A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。	
		本事業(国)の内装整備業務の成果としての設計図書の瑕疵による増加費用又は損害		○		
23	環境対策リスク	本事業(国)の内装整備工事の実施が近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用		○		
		本事業(国)の内装整備工事の実施に関して、国の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用	○			
		本事業(国)の内装整備工事の実施に関して、特定業務代行者の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		△	○	事業者、特定業務代行者との間で協議し、かかる費用負担や費用請求等について、対応頂くことを想定している。ただし、A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。
		本事業(国)の内装整備工事の実施に関して、上記以外により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用			○	
24	引渡し遅延リスク	国の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	○		国は増加費用を負担する。	
		事業者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用		○	事業者は国に遅延損害金を支払う。	
		特定業務代行者の帰責事由による引渡しの遅延による増加費用	△	○	事業者、特定業務代行者との間で協議し、かかる費用負担や費用請求等について、対応頂くことを想定している。ただし、A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。	
25	内装整備工事中止・中断リスク	国の帰責事由による内装整備工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	○			
		事業者の帰責事由による内装整備工事の全部又は一部の一時中止による増加費用		○		
		市の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○	△		国と事業者で協議のうえ、国と市との協議に基づき対応する。
		特定業務代行者の帰責事由による内装整備工事の全部又は一部の一時中止による増加費用	△	○		事業者、特定業務代行者との間で協議し、かかる費用負担や費用請求等について、対応頂くことを想定している。ただし、A 工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

別紙1-1 リスク分担表（国）

■内装整備時（続き）

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		国	事業者	
26	臨機の措置に関するリスク 災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	内装整備工事費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと思われる部分については国が、その他については事業者が負担する。 但し、再開発ビル（雲井5）の整備工事全体が必要となる臨機の措置に要した費用は、国、事業者、再開発会社等で協議のうえ対応する。
27	第三者への損害リスク 内装整備工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、内装整備工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
	国の帰責事由により、内装整備工事の施工について第三者に及ぼした損害	○		ただし、保険によりてん補された部分を除く。
	特定業務代行者の帰責事由により、内装整備工事の施工について第三者に及ぼした損害	△	○	事業者、特定業務代行者との間で協議し、かかる費用負担や費用請求等について、対応頂くことを想定している。 ただし、A工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。
	上記以外で、内装整備工事の施工について第三者に及ぼした損害		○	
28	部分使用による損害リスク 引渡日前に国が本施設（国）を利用した場合における増加費用又は損害	○		
29	契約不適合リスク 契約不適合責任期間内における契約不適合の修補又は損害賠償の請求等		○	
	契約不適合責任期間外における契約不適合の修補又は損害賠償の請求	○		契約不適合の修補又は損害賠償を請求できる期間は、本施設（国）の引渡し後2年以内（当該契約不適合が事業者の故意若しくは重大な過失により生じた場合については10年以内）
30	物価上昇リスク 内装整備業務期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による内装整備工事費の増加	○	△	一定範囲以下の物価変動については、事業者が負担し、一定範囲以上の物価変動は国が負担する。なお、範囲については募集要項等で示す。ただし、特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合又は予期することのできない特別な事情により、急激な価格水準の変動が生じた場合については、内装整備工事費の変更について国と協議できる。
31	事業敷地の維持保全リスク 内装整備業務期間中の事業敷地の維持保全及びこれに要する費用		○	再開発ビル（雲井5）の維持保全に係る費用を含む。

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

別紙1-1 リスク分担表 (国)

■準備・維持管理・運営時

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		国	事業者	
32	臨機の措置に関するリスク 災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	準備・維持管理・運営費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。 但し、再開発ビル（雲井5）の管理運営全体が必要となる臨機の措置に要した費用は、管理組合等との協議に基づき対応する。
33	第三者への損害リスク 国の帰責事由により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○		
	他の区分所有者（国）（入居テナント含む）の帰責事由により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○	○	国、事業者で協議のうえ、管理規約等および当事者等との協議に基づき対応する。
	上記以外により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
34	施設の損傷リスク 国の帰責事由による本施設（国）の損傷を復旧するための費用	○		
	事業者の帰責事由による本施設（国）の損傷を復旧するための費用		○	契約不適合認定された場合は、契約不適合リスクとなる。
	他の区分所有者（国）（入居テナント含む）の帰責事由による本施設（国）の損傷を復旧するための費用	○	○	国、事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	上記のいずれの責めにも帰さない事由による本施設（国）の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	○		ただし、第三者による交通事故による本施設（国）の損傷については、国が原因者と協議のうえ、原因者に対してかかる費用の全額または一部を請求する。
35	施設の改修リスク 国の事由による施設改修の発生	○		ただし、本事業（国）の条件として提示したものは除く。
	A工事及びB工事に起因する施設改修の発生	○	△	A工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因する施設改修は国負担とし、国と管理組合等で協議のうえ、対応する。
	他の区分所有者（国）（入居テナント含む）の事由による施設改修の発生	○	○	国、事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	要求水準に適合させるための改修工事実施及び費用の負担		○	
36	再開発ビル（雲井5）内の入居テナントへの損害リスク 事業者の帰責事由により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について入居するテナントに与えた損害		○	
37	準備業務・維持管理業務・運営業務の開始遅延・中止・中断リスク 国の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。
	事業者の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害		○	
	市の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○	△	国と事業者で協議のうえ、国と市との協議に基づき対応する。
	A工事及びB工事に起因する準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○	△	A工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因する開始遅延・中止・中断は国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。
	他の区分所有者（国）（入居テナント含む）の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○	○	国、事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
38	物価上昇リスク 準備・維持管理・運営中の賃金水準又は物価水準の上昇		○	
39	需要変動リスク 新バスターミナル運営等事業に係る需要変動	△	○	事業者負担を基本とするが、プロフィット・ロスシェア条項を検討しており、規定された基準を上回った場合には国にも一部還元し、下回った場合には国も一部負担する。プロフィット・ロスシェア条項を導入する場合は、事業開始当初から導入するが、5年毎に協議により見直しを想定している。
	新バスターミナル利便増進事業に係る需要変動		○	
40	技術進歩リスク 著しい技術進歩により、新バスターミナル（1期）の準備業務・維持管理業務・運営業務の内容等が変更される場合の費用増大	△	○	事業者負担を基本とするが、著しい技術進歩がみられる場合には、国及び事業者の双方の求めに応じて、特定事業契約上の義務の一次的免責等のリスク分担の見直しに関する協議を行う。
41	競合施設設置リスク 近隣バスターミナル設置により本事業（国）の一部又は全部を実施することができない場合の損害	△	○	事業者負担を基本とするが、バスターミナルの新規設置により、本事業（国）の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、特定事業契約上の義務の一次的免責の措置をとる。

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

別紙1-1 リスク分担表(国)

■契約終了・解除時(共通)

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考	
		国	事業者		
42	原状回復リスク		○	事業者の所有資産について、第三者への引継ぎを認めるものを除く。	
43	移行期間保全リスク		○		
44	契約解除リスク	国の帰責事由による契約解除	○		
		事業者の帰責事由による契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
		市の帰責事由による契約解除	○	△	国と事業者で協議のうえ、国と市との協議に基づき対応する。
		再開発会社等の事由による契約解除	○	△	A工事及び国が費用負担するC工事に伴い発生するB工事に起因するものは国負担とし、国と再開発会社等で協議のうえ、対応する。
		他の区分所有者(国)(入居テナント含む)の事由による契約解除	○	○	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
		不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。(履行済業務の清算のみして、双方損害を請求しないことも考えられる)
		法令等変更起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。(履行済業務の清算のみして、双方損害を請求しないことも考えられる)

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

別紙1-2 リスク分担表（市）

■共通

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	事業者	
1 募集要項等	募集要項等の誤り、内容の変更によるもの	○		
2 募集費用	応募費用に関するもの		○	
3 構成員等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる応募企業又は構成員その他の第三者（その使用人を含む。）の使用に係る責任		○	構成員等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、構成員等を当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
4 支払遅延リスク	事業者の市への支払いの遅延		○	事業者は市に遅延利息を支払う。
5 資金調達リスク	本事業（市）の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
6 税制変更リスク	本事業（市）に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設	○	○	具体の措置については協議により定める。
	上記以外の税制の変更又は新設		○	
7 法令等変更リスク	法令、政策、条例等の変更又は新設（以下「法令等変更」という。）のうち、本事業（市）に特別に又は典型的に適用され、かつ事業者に不当な影響を及ぼす法令等変更による増加費用	○		ただし、本事業（市）の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。
	上記以外の法令等変更による増加費用		○	
8 不可抗力リスク	不可抗力により生じる増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、本施設（市）の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	△	○	事業者負担を基本とするが、必要な場合、市が本施設（市）について、復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業（市）の一部又は全部を実施することができなかった場合、市は、実施契約上の義務の一次的免責の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する増加費用及び損害は全て市が負担する。 なお、本事業（市）の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。
9 要求水準変更リスク	市の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		
10 瑕疵リスク	本施設（市）について、事業開始後に実施契約に定める一定の物理的な隠れたる瑕疵が発見された場合、市は、当該瑕疵によって事業者が生じた損失について、実施契約に定めるところにより、市が一定のリスク負担を行う	○		
11 議会議決リスク	運営権設定に関する市会の不承認	○	○	市及び事業者は自らに生じた費用を自ら負担するものとし、相互に債権・債務の関係を負わないものとする。
12 許認可取得遅延リスク	市が実施する許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む）	○		
	事業者の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）		○	
	他の区分所有者（市）（入居テナント含む）の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。）	○	○	市と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
13 知的財産権侵害リスク	本事業（市）の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	
14 要求水準の確保に係るリスク	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
15 引継ぎ遅延リスク	市に起因する事由（現在三宮バスターミナルの運営を行っている者に起因する場合を含む）による引継ぎの遅延による増加費用	○		
	上記以外の事由による増加費用		○	
16 住民運動に関するリスク	本事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○		
	上記以外による住民反対運動・訴訟等に関するもの		○	
17 事業計画の変更リスク	市に起因する事業計画の変更	○		
	事業者に起因する事業計画の変更		○	
	国に起因する事業計画の変更	○	△	市と事業者で協議のうえ、市と国との協議に基づき対応する。
	他の区分所有者（市）（入居テナント含む）に起因する事業計画の変更	○	○	市と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

別紙1-2 リスク分担表（市）

■準備・維持管理・運営時

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	事業者	
18	臨機の措置に関するリスク 災害防止等のための臨機の措置に要した費用（不可抗力に起因する場合を除く）	○	○	準備・維持管理・運営費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でないと思われる部分については市が、その他については事業者が負担する。 但し、ミント神戸の管理運営全体が必要となる臨機の措置に要した費用は、管理協議会等との協議に基づき市が対応する。
19	第三者への損害リスク 市の帰責事由により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○		
	他の区分所有者（市）（入居テナント含む）の帰責事由により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害（騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。）	○	○	市、事業者で協議のうえ、管理規約等および当事者等との協議に基づき対応する。
	上記以外により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
20	施設の損傷リスク 市の帰責事由による本施設（市）の損傷を復旧するための費用	○		
	事業者の帰責事由による本施設（市）の損傷を復旧するための費用		○	
	他の区分所有者（市）（入居テナント含む）の帰責事由による本施設（市）の損傷を復旧するための費用	○	○	市、事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	上記のいずれの責めにも帰さない事由による本施設（市）の損傷を復旧するための費用（不可抗力に起因する場合を除く。）	○		ただし、第三者による交通事故による本施設（市）の損傷については、市が原因者と協議のうえ、原因者に対してかかる費用の全額または一部を請求する。
21	施設の改修リスク 市の事由による施設改修の発生	○		ただし、本事業（市）の条件として提示したものは除く。
	他の区分所有者（市）（入居テナント含む）の事由による施設改修の発生	○	○	市、事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
22	ミント神戸内の入居テナントへの損害リスク 事業者の帰責事由により、準備業務・維持管理業務・運営業務の実施について入居するテナントに与えた損害		○	
23	準備業務・維持管理業務・運営業務の開始遅延・中止・中断リスク 市の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○		市は事業者が生じた増加費用を負担する。
	事業者の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害		○	
	国の帰責事由による準備・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○	△	市と事業者で協議のうえ、市と国との協議に基づき対応する。
	他の区分所有者（市）（入居テナント含む）の帰責事由による準備業務・維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○	○	市、事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
24	物価上昇リスク 準備・維持管理・運営中の賃金水準又は物価水準の上昇		○	
25	需要変動リスク 三宮バスターミナル運営等事業に係る需要変動	△	○	事業者負担を基本とするが、プロフィット・ロスシェア条項を検討しており、規定された基準を上回った場合には市にも一部還元し、下回った場合には市も一部負担する。プロフィット・ロスシェア条項を導入する場合は、事業開始当初から導入するが、5年毎に協議により見直しを想定している。
	利便増進事業に係る需要変動		○	
26	技術進歩リスク 著しい技術進歩により、三宮バスターミナルの準備業務・維持管理業務・運営業務の内容等が変更される場合の費用増大	△	○	事業者負担を基本とするが、著しい技術進歩がみられる場合には、市及び事業者の双方の求めに応じて、実施契約上の義務の一次的免責等のリスク分担の見直しに関する協議を行う。
27	競合施設設置リスク 近隣バスターミナル設置により本事業（市）の一部又は全部を実施することができない場合の損害	△	○	事業者負担を基本とするが、バスターミナルの新規設置により、本事業（市）の一部又は全部を実施することができなかった場合、市は、実施契約上の義務の一次的免責の措置をとる。
28	原状回復リスク 実施契約の終了時又は解除時に、事業者及び応募企業又は構成員その他の第三者を含む。）が所有する業務設備・備品その他の物件等を撤去するとともに、事業場所を業務運営に支障のない状態に復旧する費用		○	事業者の所有資産について、第三者への引継ぎを認めるものを除く。
29	移行期間保全リスク 実施契約解除通知時から引渡し又は業務引継ぎの完了の時点までの本施設（市）の維持保全に要する費用		○	
30	契約解除リスク 市の帰責事由による契約解除	○		
	事業者の帰責事由による契約解除		○	事業者は市に違約金を支払う。
	国の帰責事由による契約解除	○	△	市と事業者で協議のうえ、市と国との協議に基づき対応する。
	他の区分所有者（市）（入居テナント含む）の事由による契約解除	○	○	市と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	不可抗力に起因する契約解除	○	○	市及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。（履行済業務の清算のみして、双方損害を請求しないことも考えられる）
	法令等変更起因する契約解除	○	○	市及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。（履行済業務の清算のみして、双方損害を請求しないことも考えられる）

※凡例 ○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する